

◎新潟県告示第341号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系西川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成31年3月29日
- 3 廃川敷地等の位置
新潟市西区新通西一丁目1365番11地先から同市同区新通字腰廻3114子地先まで（西川右岸）
新潟市西区榎尾字前三俵322番地先から同市同区新通二丁目1308番2地先まで（西川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 441.67平方メートル